

本公募は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、県議会において当初予算案が否決された場合、契約を締結できないことがありますのでご留意願います。

公 告

令和7年度SNSを活用した相談事業業務委託提案競技の実施にあたり、次のとおり公告する。

令和7年2月3日

島根県教育委員会教育長 野津建二

1 提案競技に付する事項

- (1) 業務名
「令和7年度SNSを活用した相談事業」業務委託
- (2) 業務内容
令和7年度SNSを活用した相談事業の実施に係る業務
- (3) 仕様等
「令和7年度SNSを活用した相談事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案価格の上限額
13,633,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)～(10)までのすべての要件を満たし、島根県教育委員会教育長の提案競技参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 過去5年以内に、地方公共団体と種類や規模をほぼ同じくするSNSを活用した相談業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (6) 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (7) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法

律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。
- (10) 業務について十分な遂行能力を有すること。

3 提案書等の提出について

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ① 提案競技参加申込書 1部(様式1)
- ② 会社概要書又は経歴書 1部
- ③ 法人の登記事項証明書又は身分証明書(原本) 1部
- ④ 直近の財務諸表 1部
- ⑤ 納税証明書(写し可)
 - ア 島根県内に本支店、営業所又は事務所がある場合
 - ・ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書
 - ・ 所管税務署が発行する未納の徴収金がない旨の証明書
 - イ 島根県内に本支店、営業所又は事務所がない場合
 - ・ 該当都道府県税の未納の徴収金がない旨の証明書
 - ・ 所管税務署が発行する未納の徴収金がない旨の証明書
- ⑥ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書(写し可) 1部
- ⑦ 担当者届 1部(様式4)
- ⑧ 実績届 1部(2(1)の実績)
- ⑨ 提案書 8部(様式3)
- ⑩ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

① 提出方法

郵送又は持参による。

② 提出期限

ア 3(1)①から⑧までの書類については、令和7年2月12日(水)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留又はレターパックプラスとし、同日午後5時までに必着とする。

イ 3(1)⑨から⑩の書類については、令和7年2月28日(金)午後5時までに提出す

ること。また、郵送の場合は書留又はレターパックプラスとし、同日午後5時までに必着とする。

③ 提出先

10と同じとする。

4 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに様式2により電子メールにて提出すること。併せて10の担当者へ電話連絡すること。

(2) 提出先は、10と同じとする。

(3) 提出期限は、令和7年2月18日（火）午後5時までとする。

質問受付後、令和7年2月20日（木）午後5時までに、質問者及び参加申込書提出者全員に電子メールにて回答する。

5 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和7年2月14日（金）までに、通知する。

6 選定方法

(1) 別に設置する「令和7年度SNSを活用した相談事業」業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準により厳正な審査を行い、業務委託候補者の選定を行う。

(2) 評価及び得点の付与方法は、別途定める要領に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(3) 評価点の最も高い者を業務委託候補者とする。総合評価点が高い者が2人以上あるときは、委員長が決定する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書及びプレゼンテーションを受け、業務委託候補者を選定する。

(5) 選定結果については、全参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(7) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

① 参加する資格のない者が提案したとき。

② 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

③ 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

④ 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

⑤ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

⑥ その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 提案者プレゼンテーション開催日

令和7年3月13日（木）

プレゼンテーションはオンラインで行い、時間等については、提案競技参加申込書提出者に別途連絡する。

8 契約

(1) 契約相手方

選定委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。ただし、令和7年度予算成立をもって締結し、予算措置ができない場合は、契約を締結しない。

なお、契約予定者が契約辞退した場合などは、選定委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

(5) 前払金

なし

9 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手續に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、提案競技を中止する場合を除き返却しない。

10 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8502 松江市殿町1番地

島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室 担当：畑田

電話（直通） 0852-22-6856

ファックス 0852-22-6265

電子メール codomo@pref.shimane.lg.jp